

厚真町 公園施設長寿命化計画

2024年3月

北海道 厚真町 建設課 都市施設グループ

1. 都市公園整備状況

(2024 年2月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
14	27.63ha	64.53㎡

2. 計画期間（西暦） [2024年度～2033 年度（10 箇年）]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	特殊公園	都市緑地	合計
6	1	2		1		4	14

②選定理由

計画対象公園は、都市公園法第2条に基づく全ての都市公園を設定する。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
61	16	121	53	40	4	36

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
207	—	1	539

②これまでの維持管理状況

これまで全ての公園施設（建築物、遊戯施設、公園施設等）を対象に、維持保全（巡視・点検・清掃・保守・修繕）を行っている。
 遊戯施設は日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に基づき毎年 1 回の定期点検を実施している。
 この定期点検により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修または更新を行ってきた。

③選定理由

本町の公園施設の約3割以上が設置から30年以上経過し、老朽化が顕在化してきている。

公園施設の老朽化は、公園利用中の事故等に繋がる危険性を高めることから、全ての公園施設が健全な状態で保たれるよう管理し、安全な公園利用を確保する必要があることから、計画対象公園の選定については、地域や広域的に利用されている全て都市公園を計画の対象公園とする。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

国交省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。健全度調査は、539施設のうち予防保全型管理の候補とした 170施設について実施した。

（施設）

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 (100)	12	81	5	2	D判定は利用禁止とした
d. 建築物 (15)	-	13	2	-	
e. 設備 (2)	2	-	-	-	
b. 遊具等 (53)	-	43	10	-	
合 計	14	137	17	2	

6. 対策の優先順位の考え方

緊急度判定（高・中）の施設が存在する公園のうち、利用頻度が高い規模が大きい公園を優先的に対策した。

（施設）

	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 (100)	2	5	93
d. 建築物 (15)	-	2	13
e. 設備 (2)	-	-	2
b. 遊具等 (53)	-	10	43
合 計	2	17	151

7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（巡視・点検・清掃・保守・修繕）は、都市施設グループにより随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、もしくは更新を判定する。清掃等は、都市施設グループによるもののほか、地域住民や各種団体等との共生を図る。

- ・一般施設等、建築物等

日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止等の措置を行う。また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

- ・遊具等

日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。

②公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 基本的な方針

今回の選定対象施設の点検調査結果や、今後実施する日常点検を踏まえ、長寿命化に向けた適切な改築・更新時期を定め、改築・更新時期までの間は、長寿命化計画に基づき修繕、補修を行い施設の延命を図る。また、選定対象外施設についても同様に適切な修繕を行い施設の延命を図る。

2. 予防保全型に類型した施設

- ・処分制限期間を踏まえ使用見込み期間を設定し、これと健全度判定を基に更新時の対策期間を設定する。
- ・一般施設、建築物は5年に1回、遊戯施設は毎年、健全度調査を実施し、施設の劣化や損傷状態を確認した上で更新時の対策期間を設定する。
- ・緊急度が「高」の施設の対策を優先する。
- ・計画内の費用のバランスを考慮し調整する。

3. 事後保全型に類型した施設

- ・これ迄通り通常の維持保全と日常点検により対処する。
- ・施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新等を行う。
- ・施設の使用見込み期間は処分制限期間を踏まえて設定し、更新等の時期を判断する。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など
※別添「公園施設長寿命化計画調書」(様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」)による

9. 対策費用

①概算費用合計(10年間)【②+③】	435,043 千円
②予防保全型施設の概算費用合計(10年間)	297,224 千円
③事後保全型施設の概算費用合計(10年間)	137,819 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	43,504 千円

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は5,472千円である。

11. 計画の見直し予定

① 計画の見直し予定年度〔2033年度〕

②見直し時期、見直しの考え方

- ・次回以降の健全度調査の結果が長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。
- ・町民ニーズや地域の利用状況を考慮して、都市公園の適正な配置や機能の集約に向けた検討を行う。